

基本方針策定に係る総合教育会議の意見の反映状況

はじめに

No.	総合教育会議における意見の概要	基本方針への反映
1	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に対しては、家庭環境を整えることが重要である。 ・身近な地域の人達が、子供たちと関わり、「いじめられている」ということを相談できるような環境が地域の中にできれば良い。地域と接する形・環境ができていけば良い。 ・家庭環境にもう少し踏み込んだ内容が必要であり、根本的にいじめを根絶させるためには、家庭教育の大切さを考えていかなければならない。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.1 17行目)</p> <p>「この基本方針に示すいじめの防止等のための対策は、～(中略)～<u>全ての児童生徒をいじめに向かわせない未然防止の取組など、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の相互の連携協力の下、児童生徒の健全な成長を見守り育み、地域全体でいじめの問題を克服することを目指して行うものです。</u>」</p>

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

No.	総合教育会議における意見の概要	基本方針への反映
1	「No. 1」の意見	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.2 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念 8行目)</p> <p>「加えて、いじめの防止等の対策は、～(中略)～<u>学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。</u>」</p>

第2章 いじめの防止等のために釧路市が実施する施策

No.	総合教育会議における意見の概要	基本方針への反映
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめはみんなで考え、力を合わせて取り組んでいく」という気運が高まってきているため、基本方針の策定に合わせ、啓発活動等の取組を継続することが大切である。 	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.5 1 (1)いじめ防止基本方針の策定及び見直し 3行目)</p> <p>「釧路市は、～(中略)～「<u>釧路市いじめ防止基本方針</u>」を策定するものであり、<u>ホームページ等において公表します。</u>」</p> <p>(P.6 2 (1)いじめの防止 4つ目の○)</p> <p>「<u>○児童生徒や保護者に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発及び研修を行います。また、教職員のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を図るため、いじめ・不登校に関する研修を実施します。</u>」</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たち自らが主体的に「いじめは許されない」と声を出せる場・共有できる場をつくっていくことが大切である。「くしろの子ども大集合」では、 	<p>意見を踏まえ、「P.6～P.8 2 釧路市が実施する主な施策」の中で、これまで実施してきた取組を具体的に明示し、推進・充実を図るよう位置付ける。</p>

	<p>いじめをテーマとしたパネルディスカッション等、啓発的な取組を行っており、これまで進めている取組を方針の中で強化していくことも盛り込んでもらいたい。</p>	
1	<p>「No.1」の意見</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.72 (4)家庭や地域との連携)</p> <p>「<u>〇より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、釧路市連合町内会・釧路市小中学校校長会・釧路市教育委員会による「子どもたちの健全育成のための域校連携共同宣言」を通じて、学校と地域の連携をより一層推進するとともに、学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会、地域学校協働本部など、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。</u>」</p> <p>「<u>〇様々な知識や技能、社会経験をもった保護者や地域住民等のボランティア登録により、学校の教育活動や環境整備、学校安全活動などを支援する「学校支援ボランティア」の実施により、学校と家庭、地域が連携して、子供たちの健やかな成長を見守り育みます。</u>」</p> <p>「<u>〇「家庭教育支援チーム」により、学校のPTAのほか、就学前の保護者や地域で活動する団体等に対して、家庭の実情に即した共通の課題に関する講座等を実施し、子育て・家庭教育支援の充実を図ります。</u>」</p> <p>「<u>〇学校や家庭での生活で、問題や悩みを抱える子供とその保護者に対し、教育委員会が委嘱するファミリーサポーターが、学校や関係機関と連携しながら家庭訪問をするなど、継続的な支援を行います。</u>」</p>
4	<p>・青少年問題協議会では、これまで非行の案件が中心であったが、今後はいじめの問題にも関わるといことで、子供たちの身近な健全育成に関わっていけると感じている。青少年問題協議会の委員は、子供たちの健全育成のために何かしたいと思っているので、学校の情報を提供してもらいたい。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.82 (5)関係機関との連携 1つ目の〇)</p> <p>「<u>〇青少年問題協議会の活用により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの現状や対策等についての情報共有、対策の協議を行います。</u>」</p>
5	<p>・いじめに直接的に関係する組織ではなくても、連携することにより対応できることもある。全ての不登校の要因がいじめということではないが、不登校の子供が通う釧路市独自の適応指導教室等にも機能を持たせ、明文化させることで、学校との連携も変わってくると感じる。</p>	<p>意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。</p> <p>(P.82 (5)関係機関との連携 3つ目の〇)</p> <p>「<u>〇いじめは不登校の様々な要因の一つであることから、「ふれあい教室（適応指導教室）」や、「さわやか学級・青空学級（心因性情緒学級）」との連携を図りながら、不登校児童生徒の不安や悩みに適切に対応し、学校復帰へ向けて歩き出すことができるよう支援を継続します。また、「釧路こども家庭支援センター」</u>」</p>

		と連携し、不登校などの悩みを抱える児童生徒とその家庭をサポートする「ファースト・ステップ・プログラム」を推進します。」
6	・いじめに関する取組が機能するためには、子供や親、教職員、全ての関係者が正直に言うことが重要であり、解決しようとする気持ちを大事にし、それらを高く評価するような仕組みが必要である。	意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。 (P.8 2 (7)学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援 1・2つ目の○) 「○ <u>学校評価において、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、～(中略)～目標に対する具体的な取組状況や達成状況</u> を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう、必要な指導・助言を行います。」 「○ <u>教員評価において、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校における教員評価への必要な指導・助言</u> を行います。」

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

No.	総合教育会議における意見の概要	基本方針への反映
7	・いじめは、どう解消したかが問題である。また、いじめ案件の件数が多くなった場合など、心理的な部分が働き、「自分一人で何とかしなければならない」と抱えてしまうケースも懸念される。 ・重大事態が発生した場合、市長の再調査に至らない体制をつくることが重要であり、その前には重大事態が起こらないような適切な対応、最終的にはいじめがなくなり、子供たちが居心地良く学校生活を送れるように実践していただきたい。	意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。 (P.9 1 (2)学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置 2行目、6行目) 「 <u>いじめ対策委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実行的に行うとともに、学校の基本方針の見直しや校内研修等を企画</u> します。」 「 <u>いじめ問題を発見した場合には、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことがないよう、組織として情報収集を綿密に行い、～(中略)～的確な役割分担</u> を行い、いじめの解決に当たります。」 (P.10 2 (3)いじめへの対処 6つ目の○) 「○ <u>いじめの解消については、いじめ事案の関係者の状況を十分に見極めながら、いじめ対策委員会において協議を行い、いじめが解消に至ったかを判断</u> します。」 (P.12 学校におけるいじめへの対処の流れ 1行目) 「 <u>児童生徒のいじめを発見した場合は、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、いじめ対策委員会により、次の①～⑦の対処を速やかに行い</u> ま

		す。」
8	・いじめは、いじめを行った子供にも回ってくる場合があり、いじめを行った子供にも色々なことがあると思うので、配慮が必要である。	意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。 (P. 10 2 (3)いじめへの対処 4つ目の○) 「 <u>〇いじめを行った児童生徒に対しては、いじめを行った事実に対する指導を行い、いじめを行うに至った背景などを分析するとともに、いじめを受けた児童生徒が傷ついていることを認識させ、その保護者にもいじめの事実を正確に説明し、保護者と協力して継続的に指導することで、再発の防止に努めます。</u> 」 (P. 12 学校におけるいじめへの対処の流れ ④いじめた児童生徒及び周りの児童生徒への解決に向けた働きかけ) 「 <u>〇いじめた児童生徒へのいじめた事実に対する指導、及びいじめた児童生徒の抱える問題等に目を向けた指導</u> 」
1	「No. 1」の意見	意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。 (P. 11 2 (4)家庭や地域、関係機関との連携 1～4つ目の○) 「 <u>〇家庭においては、家庭内における日頃のコミュニケーションにより、児童生徒の変化に気付くことができる関係性を構築するとともに、学校が日頃から児童生徒の変化について家庭との情報共有を図り、いじめの早期発見につなげます。</u> 」 「 <u>〇PTAや地域の関係団体等といじめの問題について意見交換する機会を設けるなど、地域と連携した対策を推進します。</u> 」 「 <u>〇通学路指導等における、地域の方々との関わりを大切にし、登下校中や休日の児童生徒の様子について、日常の情報連携に努めます。</u> 」 「 <u>〇学校運営協議会やコミュニティ・スクール協議会を通して、いじめ問題について家庭や地域と意識を共有し、連携した対策を推進します。</u> 」

第4章 重大事態への対処

No.	総合教育会議における意見の概要	基本方針への反映
9	・重大事態が発生した場合、いじめを受けた児童生徒とその保護者がいかに納得するかが重要であるため、いじめを行った児童生徒に対してペナルティを含めた対応や、いじめを受けた児童生徒が学校に登校できないというのであれば転校させるなど、弾力的な対応が必要である。	意見を踏まえ、以下のとおり基本方針へ反映する。 (P. 14 5 その他留意事項 1行目) 「 <u>事案の重大性を踏まえ、教育委員会においては、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行います。</u> 」